

鹿児島県公報

令和8年1月20日(火)第686号



鹿児島県

発行鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集総務部学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)

ページ

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 1
○一般競争入札公告 (管財課取扱い) 2

教育委員会規則

- 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(2件) (※)
(教職員課取扱い) 4

公安委員会告示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和8年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和8年1月20日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする物品等の種類

物品の購入(紙・文房具・事務用機器類)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることができる。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和8年1月20日から同年2月5日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和8年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

令和8年1月20日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

複写機用再生紙(A4判) 9式(詳細は、入札説明書による。)

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱(平成15年鹿児島県告示第416号)第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

(4) 所定の複写機用再生紙製品仕様書を令和8年2月24日午後5時までに3の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した複写機用再生紙製品仕様書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和8年1月20日から同年2月5日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、複写機用再生紙（A4判）1箱（2,500枚入り）当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和8年3月5日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月5日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）管財課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

（ア）交付場所 (2)と同じ。

（イ）交付期限 令和8年2月24日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

8 入札の無効

次の(1)から(7)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Plain recycled photocopier paper,A4size:9Sets

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

11:00 a.m. 5 March 2026

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3826

FAX 099-286-5643

教育委員会規則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

鹿児島県教育委員会教育長

地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第1号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則(昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

(給与条例附則第14項の規定の適用を受ける教育職員の給料の調整額)

3 当分の間、給与条例附則第14項の規定の適用を受ける教育職員に対する別表第2の適用については、同表第2のイの表中「1号給10,530円、2号給10,638円、3号給10,746円、4号給10,858円、5号給10,966円」とあるのは、「1号給7,371円、2号給7,447円、3号給7,524円、4号給7,600円、5号給7,677円」とする。

別表第2アの表1級の項中「。ただし、1号給8,995円」を削り、同表2級の項中「。ただし、1号給11,083円」を削る。

別表第2イの表2級の項中「9,931円」を「10,530円」に、「10,039円」を「10,638円」に、「10,147円」を「10,746円」に、「10,255円」を「10,858円」に、「10,363円、6号給10,471円、7号給10,579円、8号給10,687円、9号給10,795円、10号給10,867円、11号給10,939円」を「10,966円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

.....

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

鹿児島県教育委員会規則第2号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則(昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第2アの表4級の項中「13,100円」の次に「(給与条例別表第1イの備考3に定める教育職員にあっては、13,300円)」を加える。

別表第2イの表4級の項中「12,700円」の次に「(給与条例別表第1ウの備考3に定める教育職員にあっては、12,900円)」を加える。

別表第3アの表4級の項中「12,500円」の次に「(給与条例別表第1イの備考3に定める教育職員にあっては、12,600円)」を加える。

別表第3イの表4級の項中「12,200円」の次に「(給与条例別表第1ウの備考3に定める教育職員にあっては、12,300円)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給料の調整額に関する規則の規定は、令和8年1月1日から適用する。

公安委員会告示**鹿児島県公安委員会告示第4号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和8年1月20日

鹿児島県公安委員会委員長 鍾野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P Aコマコマ俱楽部with坂本	豊丸産業株式会社	5P1485

	冬美V L P 1		
ぱちんこ遊技機	e フィーバーキン肉マン	株式会社ジェイビー	5P1492
回胴式遊技機	L アクダマドライブT P	株式会社サンスリー	530756